

審査員の業務基準および倫理基準に関する細則

(総則)

第1条 この細則は、社団法人日本プラントメンテナンス協会(以下「JIPM」という)が認定した TPM 優秀賞、TPM 優秀エンジニアリング賞、TPM 優秀商品賞、TPM 優秀技術者賞、TPM 優秀論文賞の審査員(審査員補を含む。以下同じ。)が遵守すべき倫理基準について定める。

(基本的態度)

第2条 審査員は、清廉潔白な態度で TPM 優秀賞、TPM 優秀エンジニアリング賞、TPM 優秀商品賞、TPM 優秀技術者賞および TPM 優秀論文賞の審査(以下「審査」という)を遂行しなければならない。TPM 賞の透明性、公平性、権威を落とすような行為、または不名誉となるような行為をしてはならない。

(機密情報の漏洩禁止)

第3条 審査員は、業務上知り得た機密情報を外部に漏洩してはならない。

(禁止事項)

第4条 TPM 優秀賞、TPM 優秀エンジニアリング賞の審査については、審査対象となる企業、事業場(以下「クライアント」という。)と審査員との間に、審査日を基点基準として、過去2年以内に利害関係(クライアントに対して TPM に関するコンサルティングサービスを提供したことがある、または直接の金銭授受、酒肴を伴う飲食、ゴルフなどの遊興接待等を受けたことがある場合等をいう)があった場合、またはその予定がある場合、当該審査員は、当該企業等の審査にあたることはできない。

- 2 TPM 優秀商品賞、TPM 優秀技術者賞、TPMM 優秀論文賞の審査においては、その対象物ないしは対象者と同一の企業・団体に属する者は審査員として審査にあたることはできない。

(倫理基準)

第5条 審査員は、私情及び利害関係の影響を排除して、審査指針に忠実に従った厳正な審査を行わなければならない。

- 2 審査員は、常に公私の別を明らかにし、審査に関係して、自己または第三者のために、その地位または権限を利用して次に掲げる行為をしてはならない。

クライアントからの金銭の譲受け、または借用

クライアントから有価証券の譲受け

クライアントから社会常識を超える物品の受領

クライアントから不動産の譲受け、または借用

クライアントから社会常識を超える経済的利益(審査に必要な範囲を超えた高

級ホテルへの宿泊、飲食、ゴルフ等のクライアント負担による提供等)の授受
前各号の行為のクライアントへの要求

- 3 審査員は、審査において知り得たクライアントの機密情報を基に、インサイダー取引またはその疑いのある行為等の自己の利益を図る行為をしてはならない。

(処 分)

第6条 本細則に定める基準に違反した審査員への処分は、TPM 賞委員長が決定する。

- 2 処分の言渡しは、TPM 賞委員長が行い、手続は TPM 賞審査事務局が行う。
- 3 TPM 賞審査事務局は処分の結果を、TPM 賞委員会に報告しなければならない。

< 附 則 >

第7条 本基準の改定、廃止をする場合は、JIPM 規程管理規程によるものとする。
この規程は2007年4月1日から施行する。

制定：2007年3月15日

改定：2010年3月